

西播磨西部（千種川流域圏）地域総合治水推進協議会設置要綱 新旧対照表

旧	新（令和3年3月）
<p style="text-align: center;">西播磨西部（千種川流域圏）地域総合治水推進協議会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 西播磨西部地域における総合治水の推進にあたり、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）（以下「条例」という。）第6条第1項に基づき知事が策定する千種川流域圏地域総合治水推進計画の案に対して意見を聴くとともに、条例に掲げる諸施策に関して協議するため、西播磨西部（千種川流域圏）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>また、本協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」を兼ねるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 西播磨西部（千種川流域圏）地域総合治水推進計画案について協議すること。 (2) 西播磨西部地域における総合治水の推進に関すること。 <p>(協議会の対象とする計画地域)</p> <p>第3条 協議会は、別表第1に掲げる計画地域を対象とする。</p> <p>(協議会委員)</p> <p>第4条 協議会に、別表第2に掲げる委員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 委員は、再任されることができる。 <p>(会長)</p> <p>第5条 協議会に会長を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会長は、委員のうちから、あらかじめ知事が指名する学識経験者をもって充てる。 3 会長は、会務を総括し、議事進行にあたる。 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。 <p>(会議)</p> <p>第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。 3 会長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。 <p style="text-align: center;">西播磨西部（千種川流域圏）地域総合治水推進協議会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 西播磨東部地域における総合治水の推進にあたり、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）（以下「条例」という。）第6条第1項に基づき知事が策定する揖保川流域圏地域総合治水推進計画の案に対して意見を聴くとともに、条例に掲げる諸施策に関して協議するため、西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>また、本協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」を兼ねるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画案について協議すること。 (2) 西播磨東部地域における総合治水の推進に関すること。 <p>(協議会の対象とする計画地域)</p> <p>第3条 協議会は、別表第1に掲げる計画地域を対象とする。</p> <p>(協議会委員)</p> <p>第4条 協議会に、別表第2に掲げる委員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 委員は、再任されることができる。 <p>(会長)</p> <p>第5条 協議会に会長を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会長は、委員のうちから、あらかじめ知事が指名する学識経験者をもって充てる。 3 会長は、会務を総括し、議事進行にあたる。 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。 <p>(会議)</p> <p>第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。 3 会長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。 	

(謝金)

第7条 委員（国、県及び市町の職員である者を除く。以下次条において同じ。）が協議会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が協議会に出席したときは、旅費を支給する。

2 第1項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により、行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(ワーキング)

第9条 協議会に、協議会で協議すべき原案等を検討するため、ワーキングを設置する。

2 ワーキングに、別表第3に掲げる者（以下「ワーキング構成員」という。）を置く。

3 ワーキング構成員は、再任されることができる。

4 ワーキング構成員は、委員を兼ねることができる。

5 ワーキングに座長を置く。

6 座長は、西播磨県民局光都土木事務所 所長補佐（企画調整担当）をもって充てる。

7 座長及びワーキングの会議については、第5条第3項及び第6条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「ワーキング」、「委員」とあるのは「ワーキング構成員」、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

8 ワーキング構成員に対しては、第7条及び前条の規定を準用し、謝金及び旅費を支給する。

(事務局)

第10条 協議会及びワーキングの庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県西播磨県民局光都土木事務所をもって充てる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会及びワーキングの運営に関して必要な事項は、別に定める。

(謝金)

第7条 委員（国、県及び市町の職員である者を除く。以下次条において同じ。）が協議会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が協議会に出席したときは、旅費を支給する。

2 第1項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により、行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

ワーキング廃止

(事務局)

第9条 協議会及びワーキングの庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県西播磨県民局光都土木事務所をもって充てる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会及びワーキングの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年8月 8日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月 1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 8 月 19 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月 1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条第1項関係）

計画地域は、以下の水系に属する河川の流域並びに相生市及び赤穂市のうち、海域へ直接放流される地域とする。

計画地域に属する河川（水系）		うち洪水予報河川 (水防法第11条)	うち水位周知河川 (水防法第13条第2項)
種別	水系名		
(二)	亀の尾川		
(二)	大谷川		
(二)	苧谷川		
(二)	佐方川		
(二)	千種川	千種川	佐用川、志文川
(二)	大津川		

別表第2（第4条第1項関係）

（順不同、敬称略）

属性	氏 名	主 な 役 職
学識経験者	小林 健一郎	神戸大学 准教授
国	藤本 敏文	神戸地方気象台 台長
兵庫県	遠藤 英二	西播磨県民局 局長
市町	谷口 芳紀	相生市 市長
	山本 実	たつの市 市長
	牟礼 正稔	赤穂市 市長
	福元 晶三	宍粟市 市長
	遠山 寛	上郡町 町長
	庵澄 典章	佐用町 町長
県民	山田 勝利	相生市連合自治会 会長
	岸 實	西栗栖地区角亀自治会 会長
	沖 知道	赤穂市自治会連合会 会長
	大前 巧支	千種町河内自治会 会長
	三浦 義人	上郡町連合自治会 会長
	井上 洋文	佐用町自治会連合会 会長

別表第1（第3条第1項関係）

計画地域は、以下の水系に属する河川の流域並びに相生市及び赤穂市のうち、海域へ直接放流される地域とする。

計画地域に属する河川（水系）		うち洪水予報河川 (水防法第11条)	うち水位周知河川 (水防法第13条第2項)
種別	水系名		
(二)	亀の尾川		
(二)	大谷川		
(二)	苧谷川		
(二)	佐方川		
(二)	千種川	千種川	佐用川、志文川
(二)	大津川		

別表第2（第4条第1項関係）

（順不同、敬称略）

機関名等	委 員
学識経験者	神戸大学 准教授 小林健一郎
国	神戸地方気象台長
兵庫県	西播磨県民局長
市町	相生市長
	たつの市長
	赤穂市長
	宍粟市長
	上郡町長
	佐用町長
県民	相生市連合自治会長
	西栗栖地区角亀自治会長
	赤穂市自治会連合会長
	千種町河内自治会長
	上郡町連合自治会長
	佐用町自治会連合会長

別表第3（第9条第2項関係）

(順不同、敬称略)

属性	氏名	主な役職
兵庫県	木村 圭祐	西播磨県民局光都土木事務所 所長補佐（企画調整担当）
	肥田 憲明	西播磨県民局光都土木事務所 副所長
	柴田 勝弘	西播磨県民局龍野土木事務所 副所長
	福井 康弘	西播磨県民局光都農林振興事務所 副所長
	櫻井 克磨	西播磨県民局光都農林振興事務所 光都土地改良センター農村計画課長
	山中 亮治	西播磨県民局総務企画室総務防災課 班長（企画防災担当）
市町	名倉 穎庸	相生市建設農林部都市整備課 課長
	長治 宏幸	相生市建設農林部農林水産課 課長
	大西 博之	相生市建設農林部建設管理課 課長
	寺田 大輔	相生市財務部財政課 課長
	中津 尚	相生市防災監（企画総務部危機管理課）
	内田 裕康	たつの市総務部危機管理課 参事兼課長
	野村 順一	たつの市都市建設部建設課 参事兼課長
	松村 学	赤穂市建設部土木課 課長
	大鹿 正喜	赤穂市市長公室危機管理担当 課長
	藤本 則弘	赤穂市上下水道部下水道課 課長
	春名 良信	宍粟市千種市民局建設課 副課長
	田村 純司	宍粟市まちづくり推進部消防防災課 次長兼課長
	富田 健次	宍粟市建設部 部長
	山本 正利	上郡町建設課 課長
	河本 洋	上郡町産業振興課 課長
	種継 武	上郡町上下水道課 課長
	木村 将志	上郡町危機管理監兼住民課 課長
	服部 憲靖	佐用町企画防災課 課長
	松阪 鉄矢	佐用町農林振興課 課長

ワーキング廃止

市町	重崎 勇人	佐用町建設課 課長
	梶本 周作	佐用町上下水道課 課長
県民	山田 勝利	相生市連合自治会 会長
	岸 實	西栗栖地区角龜自治会 会長
	沖 知道	赤穂市自治会連合会 会長
	大前 巧支	千種町河内自治会 会長
	三浦 義人	上郡町連合自治会 会長
	井上 洋文	佐用町自治会連合会 会長